

目次

N-CV-1st-2★補足説明書20181115.....	2
N-CV-1st-5★甲1号証.....	6
20180710e-mail① to the UN_HRC.....	7
◆20180710e-mail② to the UN_HRC.....	8
20180710e-mail③ to the UN_HRC.....	9
20180711EMS① to the UN_HRC.....	10
◆20180711EMS② to the UN_HRC.....	11
20180711EMS③ to the UN_HRC.....	12
20180711EMS④ to the UN_HRC.....	13
20180722e-mail④ to the UN_HRC.....	14
◆20180816FAX① to the UN_HRC.....	15
◆20180816FAX② to the UN_HRC.....	16
N-CV-1st-6★甲9号証-反訃書.....	17
N-CV-1st-7★甲10号証-反訃書.....	19
N-CV-1st-1★訴状20180910.....	22
N-CV-1st-3★準備書面①20200212.....	28
N-CV-1st-4★証拠20181031.....	31

平成 30 年 11 月 15 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状 N 補足説明書

提出済の訴状の論点と不法行為の内容を明確化すべく本書を提出します。

虚偽や受付拒否は、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です

通報や申出も手続の一種と捉えられますし、その要件を決めたのは、つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効です。

なお、自治の権利(自由権規約 1 条)については、日本ではあまり一般的でないと思います。

不当な対応(威力)の類型

I 無視

返事無や飛躍など形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)が有りますが、いずれでも合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約 1 条)や人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であり信義則違反です。

II 無根

合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。

訴えた犯罪性(恣意性)に対して、一般論としての正当行為を主張しても根拠にはなりません。

III 抗議の無視

つまり指摘されてもなおも無視するということですから、100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

IV 職責放棄 職権濫用の一形態であり、規定された作為義務を果たそうとしないことです。

V ゾンビ化(I 無視 II 無根 III 抗議の無視 IV 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張内容を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、抗議しても無視して、延々と同じ発言を繰り返します。

つまり実質的な会話の放棄であり、信義則違反の重複であり連鎖です。

このようにゾンビ化とは白痴化対応の一類型であり本質的には無視であり、非人間扱いです。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しているということです。

★共通の論理の不当性

私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたことは提出書類や発言から明らかです。

発言類型 1 「検査機関の判断には介入できない」 無視 無根 職責放棄 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、規定された作為義務に例外規定は無いので虚偽です。

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから、むしろ優先的な調査対象のはずです。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の真偽を確定できず、犯罪告発義務を果たせません。

人権侵犯事件調査処理規程 2 条「人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる」

発言類型 2 「警察が判断したのだから違法性は無い」 無視 無根 職責放棄 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、規定された作為義務に例外規定は無いので無根です。

ですから、否定する合理的根拠を示さず、かつ何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じたことは、事実を否定する判断であり、少なくとも無根であり、刑訴法 239 条 2 違反です。

発言類型 3 「ここは捜査機関ではない」「我々には強制捜査権限が無い」

職責放棄 無視 無根 飛躍 威力

発言類型 1 と同趣旨と思われますが、当然に誰でも承知していることで意味がありません。

しばしば私の事件性の強調の直後に見られますが、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)を果たすには、何らかの事件性の判断基準が必要ですから、免責の抗弁にはなりません。

なおこれは 2017 年 2 月にハラダが繰り返したものですが、その後、警視庁サトウやトミオカを始め、多くが発言しており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉と思われます。

発言類型 4 「それは貴方が思っているだけ」「推測だよね?」 無視 無根 無意味 威力

それはお互い様なので、敢えて言う意味がありません。これは模倣により包囲網の威力を示す合言葉であり、沼田署のタカダ、マキシマやハラダ、フクダ、トミオカなど多数が言っています。

発言類型 5 「それは(加害者)に言ってください」 無視 飛躍 職責放棄 無意味 威力

襲ってきた強盗に相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。

これも模倣により包囲網の威力を示す合言葉であり、イシマキ以外の全員が言っています。

発言類型 6 「それはうちでできる話ではない」 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力

発言類型 3 と同趣旨と思われますが、人権擁護機関に申出している手続目的を無視しています。

発言類型 7 「侵犯性(違法性)が無い」 無視 無根 職責放棄 威力

それまでの個別の事件性の説明に対して、何ら否定する合理的根拠を示していない(彼らの反論は全て無根です)のに、最後には必ず、このような発言(結論)に至ります。

発言類型 8 「だから、何をもって?」 無視 無根 職責放棄 白痴化 威力

既に充分に高度の恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。カクタやフクダなど

個別不法行為(実行行為)

まず私の訴えの内容ですが、人権理事会決議 5/1 はれっきとした条約であり、それに基いて通報したのに、公開された三ルート全てにおいて無視されていることは国連による条約違反であり差別であり人権侵害なので、また私としてはこれ以上なす術が無いので、国として国連に抗議してほしいと法務省の二人に要請しました。

これに対し、二人はいずれも法務省の作為義務を認めず、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、いずれも説明の途中で一方的に通話を断ちました。

これらは、露骨な受付拒否であり、いずれも著しい信義則違反であり、自決権の侵害に基く、適正

な手続を受ける権利の侵害です。

したがって正当業務行為ではなく職務上の故意または過失として不法行為に当ります。

1 20180906 11:04(甲 9) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から法務省(東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号)への通話において被疑者不詳 1 は、私の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また、説明の途中で一方的に通話を断つなどして、私の手続を不当に妨害しました。

(説明)既述の観点に加え、甲 9 の反証書より引用

反 P1 中(私)「用件というか、あの、ええ、通報を無視されているもんですから、」(被疑者不詳 1)
「あの、通報の無視の関係については、もう、こちらでは、何か対処できる内容ではないので、」(説明)発言類型 6 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力 反 P1 下(私)「あの、国民の権利が侵害されてるんで、それを、国として、抗議していただきたいんですが」 反 P1 下(被疑者不詳 1)「国連の人権理事会のことについては、こちらでは何か申し上げる立場にございませんので」(説明)発言類型 6 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力 (私)「国として」 反 P1 下(被疑者不詳 1)「国連のほうにお問い合わせください」 (説明)発言類型 5 職責放棄 無視 無根 無意味 威力

反 P1 下(私)「いやいや、国として、抗議してくださいと言ってるんですが?」 反 P2 上(被疑者不詳 1)「それではご意見として承りましたので」(説明)無視 無根 職責放棄 (私)「意見ではないでしょうか? 適正な手続きを受ける権利として、の行使として、お願いしてるんですが。貴方様のお名前をおっしゃってください」 反 P2 上(被疑者不詳 1)「人権理事会の内容については、国連のほうにお問合せください。国としてきちんと言うべきだという内容に関しては、ご意見として承りましたので。失礼いたします」 (説明)無視 無根 職責放棄 一方的に電話を切られました (私)「いや、まだ何も言ってませんよ」

2 20180906 11:10(甲 10) 私の自宅から法務省人権擁護局への通話において被疑者不詳 2 は、私の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また、説明の途中で一方的に通話を断つなどして、私の手続を不当に妨害しました。

(説明)既述の観点に加え、甲 10 の反証書より引用

反 P1 下(私)「で、これはあの、条約違反による、あの、人権の侵害だと思うので、もしもし、」(被疑者不詳 2)「はい、」(私)「はい、あの、国として、抗議していただきたいんですけども」(被疑者不詳 2)「国連が通報内容について、何もしないということですか?」(私)「ええ、まず、あの、反応が無い、というのが異常だと思うんですよ。三通りの、あの、アクセス方法が書いてあるので、全部した、やったんですけども、全く反応が無いんです」

反 P1 下(被疑者不詳 2)「あの、ちょっと、いずれにしてもですね、あの、当局から直接、国連に対して何か申し入れをするということはしておりませんので、」(説明)無視 無根 職責放棄

反 P2 上(被疑者不詳 2)「えと、国を代表するのが法務省というのも、ちょっとわからないんですが」(説明)無視 無根 職責放棄 反 P2 中(被疑者不詳 2)「国連が通報について何もしないということであれば、その国連に直接言っていただくのがいいのかなと思うんですけども、」(説明)発言類型 5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力 (私)「ええ、国連の広報センターに連絡取ったら、」(被疑者不詳 2)「はい、」(私)「うちは取次ぎはしませんと」(被疑者不詳 2)「はい、」(私)「と

いうことは、三つのアクセス方法を試したんですが、全部、あの、不通というか、無視されてますんで、」

反 P2 下(被疑者不詳 2)「で、あれば、こちらから何かできることは無いかと思いますので、」(説明)
無視 無根 職責放棄 (私) 「先ほど申し上げたように、国民の権利が侵害されてますんで、国として抗議願いたい、ということなんですが。条約違反を抗議してください」(被疑者不詳 2)「国連が条約違反をしているという話ですか?」(私)「先ほどから申し上げてる通り、そういう意味ですよ」

反 P3 上(被疑者不詳 2)「で、その、通報したけれども、何も反応が無いということでしょうか?」(私)
「はい、」反 P3 上(被疑者不詳 2)「まあ、それについてはちょっと、国連に聞いていただかないと、こちらからは何もできませんので」(説明) 発言類型 5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力
反 P3 中(私) それじゃ、話なんないでしょ? 名前は明かさない、取次がない、受け付けない、では。話なんないですよ。そういうお答えでいいんですか?もちろん録音させていただいておりますが」(被疑者不詳 2)「あ、録音されてるんでしたら許可してませんので切らせていただきます」(説明) 無視 無根 職責放棄 一方的に電話を切られました

以上

目次

20180710e-mail① to the UN_HRC.....	1
◆20180710e-mail② to the UN_HRC.....	2
20180710e-mail③ to the UN_HRC.....	3
20180711EMS① to the UN_HRC.....	4
◆20180711EMS② to the UN_HRC.....	5
20180711EMS③ to the UN_HRC.....	6
20180711EMS④ to the UN_HRC.....	7
20180722e-mail④ to the UN_HRC.....	8
◆20180816FAX① to the UN_HRC.....	9
◆20180816FAX② to the UN_HRC.....	10



保護された通信 | https://mail.google.com/mail/#sent

Gmail in:sent

作成 受信トレイ スター付き スヌーズ中 送信済み 下書き 保存 もっと見る

Yutaka +

最近のチャットはありません
新しいチャットを開始しませんか

□ ★ To: nfo, support 3 保存 封書で照会した件の回答督促 - Subject: 封書で照会した件の回答督促 表示さ... 7月30日
国連への通報の... +1

□ ★ To: CP@ohchr.org Please check and reply about my report - I am deeply indebted to you for this occa... 7月22日

□ ★ To: CP Report to the UN - Because there is a possibility that the report will be obstructed, ... 7月10日
W ②Arbitrariness ... W ④Complaint A... W ③Evidences M... 10 ...

□ ★ To: CP Sorry, this is a test sending 7月10日
W ⑦Report Check...

□ ★ To: Yuko すみません、契約開始日を来月中旬にしたいのですが - マコモダケの収穫が十一月... 2015/04/13

□ ★ To: 宮崎 2 保存 連絡先メールアドレスを e-mail.jpに訂正願います - ご指摘の通りハイ... 2015/04/10

□ ★ To: yutakaimai テスト

□ ★ To: Yuko 保存 連絡先 e メールアドレスとは? - フリーメール不可とは? これって正式申し... 2015/04/06

□ ★ To: nou-nou お手数ながら支払カードの変更可能ですか? - 注文番号230952-20150321-020016... 2015/04/01

0.07 GB (0%) / 15 GB を使用中 管理 利用規約 · プライバシー · プログラム ポリシー 前回のアカウント アクティビティ: 23 時間前
アカウント アクティビティの詳細





作成



3 / 15 < >

31

□ 受信トレイ

1,338

★ スター付き

⌚ スヌーズ中

> 送信済み

📁 下書き

▼ もっと見る

Report to the UN

Yutaka Imai <donkeyson14@gmail.com>

⌚ 7月10日(火) 18:48

To CP

Because there is a possibility that the report will be obstructed, so I will send this as a backup until the arrival of the mail to be mailed from now.

Actually, my e-mail address that I had assumed originally can not be used.

There is no dependence on how you use these.

The check list is broken.Excuse me, but could you please use the one I gave you earlier?

17 個の添付ファイル



W ②Arbitrariness Lis...



W ④Complaint A.doc



W ③Evidences Manu...



W ④Complaint B.doc



W ①Damage Report2...



W ④Complaint C.doc



W ④Complaint G.doc



W ④Complaint D.doc



Yutaka



最近のチャットはありません
新しいチャットを開始しませんか



≡ M Gmail

in:sent

X

3

Y

戻る アーカイブ 迷惑メール 削除 | 未読にする スヌーズ タスクに追加 | 受信トレイに移動 ラベル その他

80 / 85 < >

- ▶ 送信済み
 - 下書き
 - ▶ Notes 14
 - ▶ 仮 83
 - ▶ 注文 51
 - ▶ 保存 14

▼ もっと見る

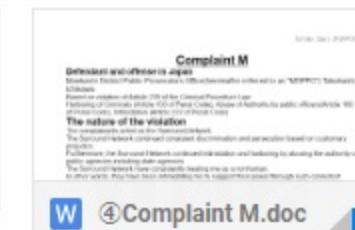
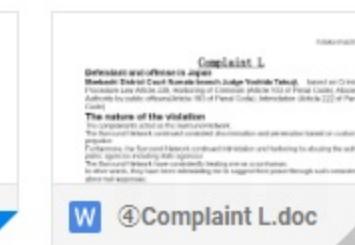
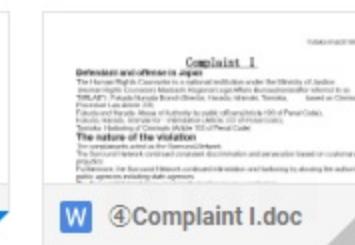
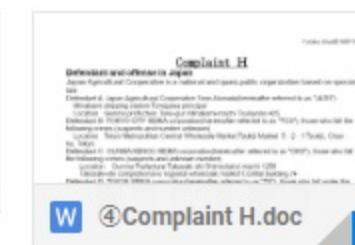
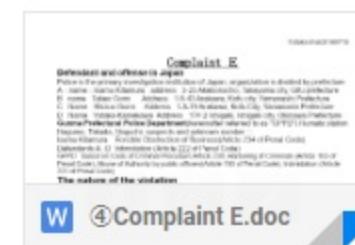
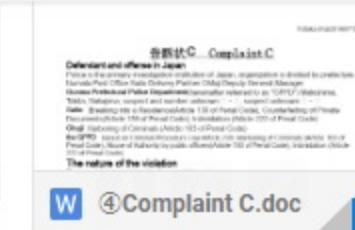
Meet

- 会議を新規作成
 - 会議に参加

ハングアウト

 Yutaka ▾

最近のチャットはありません
新しいチャットを開始しませんか



https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/searc JAPAN POST Co.,Ltd. [.] 昼下がり、だるさ眠気を吹き... 検索結果 詳細 - 日本郵便

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

JP 郵便局

そばにいるから、できることがある。

企業情報 | お知らせ・プレスリリース |よくあるご質問・お問い合わせ | サイトマップ | English

検索結果 詳細
[国際]

配達状況詳細

お問い合わせ番号	商品種別	付加サービス
EF 850 781 156 JP	EMS	

履歴情報

状態発生日(海外で発生した場合は現地時間)	配送履歴	詳細	取扱局	県名・国名
2018/07/11 10:40	引受		郵便番号 378-8799	沼田郵便局 群馬県
2018/07/13 06:20	国際交換局から発送		東京国際郵便局 138-8799	東京都

お問い合わせ窓口局

取扱区分	取扱局	電話番号
引受	沼田郵便局	0278-22-2783

アドレス リンク デスクトップ ライブラリ CAPS KANA 17:50 2018/07/13

時間			郵便番号	
2018/07/11 10:40	引受		沼田郵便局 378-8799	群馬県
2018/07/13 06:20	国際交換局から発送		東京国際郵便局 138-8799	
2018/07/14 07:05	国際交換局に到着		GENEVA 5	SWITZERLAND
2018/07/14 07:06	税関検査のため税關へ提示		GENEVA 5	
2018/07/14 08:35	税關から受領		GENEVA 5	SWITZERLAND
2018/07/14 08:40	国際交換局から発送		GENEVA 5	
2018/07/15 17:45	到着		GENEVA 5	SWITZERLAND
2018/07/16 00:45	到着		GENEVA 5	
2018/07/16 06:08	到着		GENEVA 5	SWITZERLAND
2018/07/16	ご不在のため持ち戻り		GENEVA 5	
2018/07/16 13:53	お届け済み	delivered	GENEVA 5	SWITZERLAND



アドレス



デスクトップ ライブラリ



18:46
2018/07/18

**Office of the United Nations High
Commissioner for Human Rights
Human Rights Council
Branch-Complaint Procedure Unit
OHCHR- Palais Wilson
United Nations Office at Geneva
CH-1211 Geneva 10, Switzerland**

**3158-1Minakami-machi,Kamimoku,Tone-gu
n, Gumma Prefecture 379-1303 Japan,
Yutaka Imai**

JAPAN

お問い合わせ番号

Item number

EF 850 781 156 JP

From
(ご依頼主)

yutaka Imai

3158-1 Minakami-machi, Kamimoku
Tone-gun, Gunma Prefecture

Postal code

(郵便番号) 379-1303

JAPAN

TEL・FAX

+80-90-3087-1527

受付年月 Date mailed
Date mailed
Total gross weight g

TO
(送付先)
Office of the United Nations
High Commissioner for
Human Rights
Human Rights Council Branch
Procedure Unit
OHCHR - Mr. Palais Wilson
(郵便番号) Postal code
(国名) Country
United Nations Office at Geneva
CH-1211 Geneva 10, Switzerland



* E F 8 5 0 7 8 1 1 5 6 J P *



作成

□ 受信トレイ

★ スター付き

⌚ スヌーズ中

> 送信済み

下書き

保存

▼ もっと見る

Yutaka



2 / 9 ⏪ ⏩ ⚙️ 31

Please check and reply about my report

Yutaka Imai <donkeyson14@gmail.com>

To CP@ohchr.org

7月22日(日) 9:59



I am deeply indebted to you for this occasion.

My report may have been intercepted in the middle, unjustly opened or the contents may have been tampered with.

(As for mailing, it is a suspicious process that it took an extra day in Japan.

There is a possibility that the post office as the defendant made some work.

In e-mail, I was sending by using another e-mail address suddenly because the e-mail address I intended to use was unable to send due to an unknown reason.)

I am sorry to hear that you are busy, but please respond to the following three points.

① Have you received two e-mails (Backup for Mail) on 20180710?

② Have you received the mail at 20180716?

③ Do the above ① and ② have the same contents?

(As for ③, it is troublesome check work and it is usually unnecessary, so I am sorry very much, but please cooperate by any means considering the circumstances described above.

返信

転送

最近のチャットはありません
新しいチャットを開始しませんか



アドレス



リンク

»

デスクトップ



ライブラリ



CAPS

UP



14:29

2018/09/07

ご 利 用 区 分

USE CLASSIFICATION

ドコモ光電話

docomo Hikari Denwa

料金明細内訳書

ITEMIZED STATEMENT OF CHARGES

docomo

ページ

PAGE

全ページ数

TOTAL PAGES

1 / 11

ご契約ID
SUBSCRIPTION ID
F1283379234分 計 区 分
DISPLAY CLASSIFICATION

ご 利 用 月

MONTH OF USE

2018年 8月分

ご 利 用 期 間

PERIOD OF USE

**月 **日 ~ **月 **日

一括請求代表番号
SINGLE BILLING MAIN LINE

通信月日 DATE OF CALL	通信開始時刻 時：分：秒 TIME OF CALL	発信電話番号 CALLER NUMBER	通信先電話番号 NUMBER DIALED	通信先 DESTINATION	通信時間 時：分：秒 CALL DURATION	通信料 (円) DIALING CHARGES	割引表示 DIS-COUNT	通信種類 CALL CLASSIFICATION
8. 2 木	10:29:35	0278-72-5353	03-5487-4451	東京	0:01:43. 0	8		
8. 2 木	10:32:42	0278-72-5353	027-235-7800	群馬	0:14:04. 5	40		
8. 2 木	10:49:08	0278-72-5353	03-3592-5611	東京	0:11:10. 5	32		
8. 2 木	14:13:05	0278-72-5353	0278-22-2783	群馬	0:03:52. 0	16		
8. 3 金	10:07:12	0278-72-5353	03-5487-4451	東京	0:06:18. 0	24		
8. 7 火	10:56:12	0278-72-5353	027-231-4275	群馬	0:23:32. 5	64		
8. 16 木	19:45:41	0278-72-5353	01041229179011	スイス	0:00:40. 0	40		
8. 17 金	10:43:17	0278-72-5353	027-231-4275	群馬	0:02:41. 5	8		
8. 17 金	11:29:46	0278-72-5353	01041229179011	スイス	0:00:57. 0	40		
8. 30 木	11:23:15	0278-72-5353	03-3580-4111	東京	0:02:59. 5	8		
8. 30 木	11:41:41	0278-72-5353	03-3580-3311	東京	0:02:48. 0	8		

Complaint Procedure Unit of Human Rights Council
Fax: (41 22) 917 90 11

confirmation

Hello. I am Yutaka Imai of Japan. Have you received the next one I sent?

① Have you received two e-mails of 10th last month(20180710)?

② Is the mailed amount of 16th last month(20180716) delivered?

Please reply.

I'm sorry, but please correct as follows.

Complainant

Name : Yutaka Imai Nationality and the target : Japan Birthday :
1961.3.9

TEL : + 81 90 3087 1577 FAX : + 81 278 72 5353

E-mail-address : yutakaimai@e-mail.jp donkeyson14@gmail.com

Postal Mailing address: 3158-1 Kamimoku, Minakami-machi, Tone-gun,
Gunma Prefecture, Japan 379-1303

201811115 今井豊

20180906 11:04 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から法務省広報室・被疑者不詳1との通話の録音

(被疑者不詳1) ました、法務省の広報室でございます。

(私) はい、

(被疑者不詳1) あ、お問い合わせのありました、国連の関係でございますが、あの、担当の施設ございますので、そちらの電、代表番号のほう、お伝えいたします。

(私) はい、

(被疑者不詳1) ええと、メモのご用意、ご準備は大丈夫ですかね?

(私) はい、

(被疑者不詳1) 申し上げます、03の5467の、

(私) 5467の、

(被疑者不詳1) 4451でございます。

(私) よ、5467の4451、

(被疑者不詳1) はい、

(私) これどこ?

(被疑者不詳1) こちらが、あの、国際連合の広報センターでございまして、こちらのほうで、あの、人権理事会の、に関するご案内等もできるかと思いますので、あの、こちらのほうに、まず、一旦お電話いただければと思います。

(私) そちらには、もう電話しました。

(被疑者不詳1) あの、こちらのほうではそれ以上のご案内は致しかねますので。

(私) いやいや、そういう答えではまずいと思いますよ。

(被疑者不詳1) どういったご用件ですか?

(私) 用件というか、あの、ええ、通報を無視されているもんですから、

(被疑者不詳1) あの、通報の無視の関係については、もう、こちらでは、何か対処できる内容ではないので、

(私) いやいや、対処しないと困るんじゃないですか?

(被疑者不詳1) 国連広報のほうにお電話ください。

(私) もしもし、

(被疑者不詳1) もしもし、

(私) ええ、お名前教えて頂けますか?

(被疑者不詳1) 申し上げておりません。

(私) あの、国民の権利が侵害されてるんで、それを、国として、抗議していただきたいんですが。

(被疑者不詳1) 国連の人権理事会のことについては、こちらでは何か申し上げる立場にございませんので。

(私) 国として

(被疑者不詳1) 国連のほうにお問い合わせください。

(私) いやいや、国として、抗議してくださいと言ってるんですが?

N-甲9号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第399号 慰謝料請求事件

(被疑者不詳1) それではご意見として承りましたので。

(私) 意見ではないでしょう? 適正な手続きを受ける権利として、の行使として、お願いしてるんですが。貴方様のお名前をおっしゃってください。

(被疑者不詳1) 人権理事会の内容については、国連のほうにお問合せください。国としてきちんと言うべきだという内容に関しては、ご意見として承りましたので。失礼いたします。

(私) いや、まだ何も言ってませんよ。

以上

20181115 今井豊

20180906 11:10 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から人権擁護局・被疑者不詳 2 への通話の録音

(私) さきほどお電話した者なんですけども、

(交換手) はい、どうゆった、どういったご用件でしょうか?

(私) ええ、国連に、

(交換手) はい、

(私) ええ、通報したんですけども、

(交換手) ええと、通報というのは何の通報ですかね?

(私) はい、あのう、人権侵害の通報です。

(交換手) ああ、人絹侵害の関係でございますね、あの、対応の部署ございますので、そちらのほうにおつなぎいたします。 少々お待ち下さいませ。

(被疑者不詳 2) 代りました。法務省人権擁護局でございます。

(私) もしもし、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) えと、国連がですね、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) ええ、通報内容を無視してまして、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) もう一ヶ月ぐらい、一ヶ月半経つんですけども、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) 何の連絡も無いんですよ、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) で、これはあの、条約違反による、あの、人権の侵害だと思うので、もしもし、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) はい、あの、国として、抗議していただきたいんですけども。

(被疑者不詳 2) 国連が通報内容について、何もしないということですか?

(私) ええ、まず、あの、反応が無い、というのが異常だと思うんですよ。

三通りの、あの、アクセス方法が書いてあるので、全部した、やったんですけども、全く反応が無いんです。

(被疑者不詳 2) うんと、すいません、あの、まずちょっと、おっしゃっている意味がわからないので、うんと、前提からお話をかがいたいんですけども、

(私) はい、

(被疑者不詳 2) あの、ちょっと、いずれにしてもですね、あの、当局から直接、国連に対して何か申し入れをするということはしておりませんので、

(私) いや、当局というかね、あの、先日、あの、ご案内いただいた通り、外務省にも連絡取ったんですよ、

(被疑者不詳 2) はい、

N-甲 10 号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 399 号 慶謝料請求事件

(私) しかし、外務省は、その、最終的に、あの、国として折衝するのは、うちの仕事ですけども、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) 国として、何かするかどうかを決定するところまでは外務省ではないと。ま、はっきりは言わなかつたんですけど、まあ、法務省でしょうというようなニュアンスのことをおっしゃってました。それは私もそうだと思います。人権擁護局だとは言いませんが、法務省のどこかです。国を代表するのは法務省ですから。

(被疑者不詳 2) えと、国を代表するのが法務省というのも、ちょっとわからないんですが。

(私) いや、わからないじゃない、あの、国を相手取った訴訟の相手方は、く、あの、法務省ですよ、法務大臣です。

(被疑者不詳 2) ま、それはそうなんですけれども、ええと、

(私) ええ、

(被疑者不詳 2) それはあくまでも、あの、内部的な話であって、

(私) ええ、

(被疑者不詳 2) それ自体は関連性は無いと思うんですけども、

(私) はい、

(被疑者不詳 2) おっしゃっている内容がわからないんですが、

(私) はい、

(被疑者不詳 2) 国連が通報について何もしないということであれば、その国連に直接言っていただくながいいのかなと思うんですけども、

(私) ええ、国連の広報センターに連絡取ったら、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) うちは取次ぎはしてませんと。

(被疑者不詳 2) はい、

(私) ということは、三つのアクセス方法を試したんですが、全部、あの、不通というか、無視されてますんで、

(被疑者不詳 2) はい、

(私) もう、これ以上、やる必要が無いと考えています。証拠として充分であると。

(被疑者不詳 2) ええと、もう、国連のほうには、おっしゃられているということですよね?

(私) はい、

(被疑者不詳 2) で、あれば、こちらから何かできることは無いかと思いますので、

(私) 先ほど申し上げたように、国民の権利が侵害されますんで、国として抗議願いたい、ということなんですが。条約違反を抗議してください。

(被疑者不詳 2) 国連が条約違反をしているという話ですか?

(私) 先ほどから申し上げてる通り、そういう意味ですよ。

(被疑者不詳 2) 国連が通報内容について何もしないというのがよくわからないんですけども、

(私) いや、ありえないでしょうね、普通ね。だから私限りの差別だと言ってるんです。

(被疑者不詳 2) その通報内容というのは何なんでしょうか?

(私) ええ、通報内容というのは何種類がありますが、重大で一貫した、し、人権侵害のパターンとし

N-甲 10 号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 399 号 慰謝料請求事件

て人権理事会に通報するルートがあるんです。それをやってるということです。

(被疑者不詳 2) それを、あのう、相談者様がやられているということでしょうか?

(私) はい、

(被疑者不詳 2) で、その、通報したけれども、何も反応が無いということでしょうか?

(私) はい、

(被疑者不詳 2) まあ、それについてはちょっと、国連に聞いていただかないと、こちらからは何もできませんので。

(私) そういうお答えでは国としてまずいですね、今度は、私は、あの、法務、法務省を訴えますよ。

(被疑者不詳 2) あ、それは相談者様の自由だと思いますので、こちらからは何も、あの

(私) いや、貴方様は、そこまでおっしゃるんでしたら、お名前おっしゃってください、少なくとも。
被告

(被疑者不詳 2) 名前は名乗ることができない、当課の取決めですので。

(私) いやいや、それじゃ話なんないでしょ? じゃあ、責任者、責任有るお立場のかたに代ってください。

(被疑者不詳 2) あのう、担当者は私ですので代ることはできません。

(私) それじゃ、話なんないでしょ? 名前は明かさない、取次がない、受け付けない、では。話なんないですよ。そういうお答えでいいんですか? もちろん録音させていただいておりますが。

(被疑者不詳 2) あ、録音されてるんでしたら許可してませんので切らせていただきます。

以上

平成 30 年 9 月 10 日

前橋地方裁判所 御中

訴状N

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577

fax0278-72-5353 被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
国 同代表者 法務大臣 上川 陽子

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 2 法務省は日本国として国連の条約違反による人権侵害に抗議し、必要な是正措置を取れ
- 3 訴訟費用は被告の負担とする

第 2 請求の原因

法務省広報室・被疑者不詳 1 と法務省人権擁護局・被疑者不詳 2 は、後述のように、虚偽もしくは事実を否定する発言を行い、また信義則違反の不当な対応を行って、私の申出による適正な手続きを受ける権利の行使を妨害しました。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。

これらは彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

よって、

- ①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、
 - ②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
 - ③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
- いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

法務省の違法性

被疑者らが行為の不当性を演出して包囲網の威力を示して私の命を脅迫したこと

包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、そうした「ありえない対応によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。

つまりその無言の脅迫の意図は「発覚する前に我々の誰かが必ずお前を殺すから、人間扱いする必要など無い」ということです。

これらは同時に事件性の隠蔽による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、申出に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより職務上の故意または過失として民法 709 条の一般不法行為に当ります。

法務省広報室・被疑者不詳 1について(甲 9)

①「法務省では国連への通報には関知しない、国連に聞け」というのは国家責任を無視しており、根拠の無い虚偽の発言であり、それによる受付拒否です。

また抗議しているのに名前を訊ねても名乗らず、上司への交代を拒否したことも信義則違反です。

②通話の途中で一方的に電話を切ったこと

これらはいずれも信義則違反による不法行為であり、職務上の故意または過失による不法行為であり適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

法務省人権擁護局・被疑者不詳 2について(甲 10)

①「法務省では国連への通報には関知しない、国連に聞け」というのは国家責任を無視しており、根拠の無い虚偽の発言であり、それによる受付拒否です。

また抗議しているのに名前を尋ねても名乗らず、国としての対応を求めるので責任ある立場の人間に代われ、と要請したのに「担当は私である」と言い張り無視したことは職権濫用です。

私は公開された三つの連絡方法を全て取ったがいずれも無視されており、手は尽くしたのでこれ以上の打開策が無いことや、全てが届いていないことはありえないでの国連の恣意的な無視による人権侵害である可能性が極めて高いことは、はっきり伝えました。

数字では主張していませんが確率 99% で人権侵害だと思います。

つまり、国連による人権侵害であることはほぼ確定的状況ではあるが、私としては確定させる方法が無いので国としての対応を求めるしかないということです。

内容的に人権侵害の話であることは疑いが無く、したがって人権擁護局の関与は不可避のはずです。また、国連の違法性を国として判断するのは法務省であることも異論は無いと思います。

或いは国際司法に委ねるべき話かもしれません、それを判断するのも法務省だと思います。

いずれにせよ法務省が関与すべき問題です。

ですから「国連への通報については法務省では関知しない」となど言えるはずはありません。

また、被疑者不詳 2は 2018 年 8 月下旬に電話した時には外務省に誘導し、今度は国連広報に誘導していますから、いずれも責任転嫁であり私に必要な無いことをさせています。

②通話の途中で一方的に電話を切ったこと

私が通話を録音していることを告げたとたんに、録音を許可していないことを理由に切りましたが、たとえ許可していないにせよ、一方的に電話を切る正当な理由にはならないと思います。

「顧客サービス向上の為、この通話は録音させていただきます」とする一般企業が多い中で、時代錯誤でかつ不審な対応だと思います。

これらはいずれも社会通念上の信義則違反であり、職務上の故意または過失による不法行為であり適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

国連の違法性

三つの連絡方法による通報や確認を全て無視したこと(甲2,甲3,甲5,甲7)

恣意性①到着段階での申出人への通知は世界的な常識であること(1/100)

何も通知が無ければ被害者が不安になるのは当然です。

「あなたの communication を受取りました。これから審査に入ります。」というような到着報告の通知をするのが世界的にも常識だと思います。

恣意性②単なる到着確認依頼を二度も無視していること(1/10000)

特に私の 20180722 e-mail や 20180817fax は単なる到着確認であり内容を見る必要はありませんので、返事をするのに手間暇はかかりません。

たとえ受取段階の通知が規定されていないとしても、回答を求めているのに無視することは世界的にも信義則違反であり極めて不審です。

これらの状況を踏まえると、恣意的な無視であると断定できると思います。

無視する正当な理由を示さなかった点が、条約違反であり信義則違反による私の適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

私の通報は、ご覧の通り、規定上の記載要件を全て満たしており、特に冒頭で「重大かつ信頼できるレベルで立証された人権侵害のパターン」に当ると考える理由を強調しております。

それにチェックリストには「緊急措置の要請を希望するか?」という項目があることから見て、対応するためには日次で通報を確認しているのは間違ひありません。

国連を包囲網と断定することはできないかもしれません、世界人権憲章を掲げる機関が、なにゆえ不当に無視するのか、そのありえない対応の恣意性の高さを感じてください。

これらの「違反の性質」と自由権規約の該当条文は被害届 2018 の通りですが、念の為再掲します。

なお、包囲網としての行動であったことが確定すれば()付の条文も該当します。

(・第1条「自決の権利」)

・第2条1 「あらゆる差別を受けない権利」

(・第3条「男女平等の権利」)

・第6条「生命に対する固有の権利」

(・第8条2「隸属状態に置かれない権利」 常時監視や職業選択の自由の喪失)

・第14条1「裁判所の前に平等の権利」

・第16条「法律の前の人として認められる権利」

(・第17条「私生活について不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない権利」)

(・第18条「思想の自由権」)

(・第19条3(a)「他の者の権利の尊重」 彼らの「表現の自由権」の濫用による)

- ・第 26 条 「法律の前に平等の権利」

国連の作為義務(規定)

★国際連合広報センターのホームページ・主な活動・不服申立手続より

人権侵害に関する不服申立手続

complaint_procedure 世界各地で起こる大規模な人権侵害、あるいは、一人ひとりの人権の侵害について、人権理事会や人権諸条約のもとで、通報のしくみがつくられています。

重大で一貫した人権侵害のパターンを通報する 一人権理事会

国連人権理事会のもと、個人や市民組織が大規模な人権侵害を通報できるしくみがつくられています。世界のあらゆる状況下で起こる人権と基本的自由の侵害のなかでも、重大で、信頼できるレベルで立証された、一貫した侵害のパターンに関する申立が可能です。(2007 年 6 月 18 日の人権理事会決議 5/1)

・ **人権理事会決議 5/1** の第 86 項は、手続が、被害者志向であることを強調しています。また、**同決議**の第 106 項は、通報の**申立人が主要な各段階で審査状況に関する通知を 確実に受けることを規定**しています。

※国連への電話照会について

人権理事会としての電話番号は公開していないこと、紹介された電話番号は OHCHR のものであり、この組織は人権理事会の下部組織であり選択議定書の批准国を対象とした通報窓口であること、私としては既に手を尽くしていること、恣意的に無視しているのは明らかであり電話でも不当な対応をする可能性が高いことなどの理由から、私が電話しても無駄だと思います。

日本の作為義務(規定)

★日本国憲法

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

○2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

★条約法に関するウィーン条約

【署名】一九六九年五月二三日（ウィーン） 【署名】一九八〇年一月二七日

【法令番号】一九八一年七月二十日条約第十六号

【施行年月日】一九八一年八月一日外務省告示第二百八十二号

第三部 条約の遵守、適用及び解釈

第一節 条約の遵守

第二十六条（「合意は守られなければならない」） 効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。

第二十七条（国内法と条約の遵守） 当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。この規則は、第四十六条の規定の適用を妨げるものではない。

★法務省のホームページ

訟務制度は、「国の利害に關係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律」(昭和22年法律第194号)により創設され、同法は、その後、昭和27年に法務総裁が法務大臣に改められるなどの組織改正が行

われたことに伴い、「国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」(昭和27年法律268号。)に改められました。これにより、国を当事者とする訴訟については、法務大臣が国を代表することになりました（同法1条。例えば、「国」を被告として訴えを提起するときは、訴状の被告の表示は「被告国 代表者法務大臣〇〇〇〇(氏名)」となります。）。

この規定から類推すれば、日本国民への人権侵害について国際機関に抗議し、条約の遵守と履行を求めるという作為義務(国家責任)も法務大臣にあると推定されます。

2007年6月18日の人権理事会決議5/1は、れっきとした条約であり、それに基く通報に対しては「各段階で申出人に通知する」と書いてあります。

少なくとも、国としてはまず、「通報の受取段階での申出人への通知は国連の規定上必須か否か」を国連に確認する必要があります。

「必須ではない」というのであれば「日本国民への差別の疑いがあるので、過去に申出人に通知しなかった全事例の履歴を開示願いたい」と要求すべきです。

この際ですからついでに「取扱が不透明だとの批判意見があるので、各段階の定義を公開してほしい」と要求すべきです。

また、日本は国連への通報の当時国ですから、隠蔽の疑いをかけられぬ為にも対応が必要です。

包囲網による妨害工作に遭った可能性(甲4他)

20180710 13:16 当初この通報用に予定していたメールアドレス yutakaimai@e-mail.jp が不審な送信不能メッセージが出て使用不能となり、急遽 donkeyson14@gmail.com から送りました。

なお、配信不能という事態は三年間でこれが初めてであり、フルネーム入りのアドレスが突如使えなくなったりことはたいへんなデメリットでした。

e-mail.jpには20180711付郵便で、また20180730 15:28にはe-mailで、この使用不能の事態について抗議し、「回答しなければ告訴する」と通告しているにもかかわらず無視しております。

メッセージの文言から見て自己署名機能の問題と思われますが、有料のメールボックスが契約者からの抗議を完全に無視するというのは極めて恣意的で不審であり、私に技術的示唆を与えないことによる時間稼ぎの意図を示唆しております。

ことほどさように、国連には一切届いていない可能性、つまり e-mail は google が、EMS 郵便は日本郵便が、FAX は NTTdocomo が、連携して妨害した可能性も私の場合はゼロとは言えません。

法務省の違法性のまとめ

要件① 権利または法律上保護される利益の存在

申出により、告発したのに妨害されました。

高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第239条2への違反であり、同時に信義則違反です。

つまり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

これらより民法709条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告訴人らの加害行為

既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失

少なくとも過失です。

要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)は見当たりません。

精神的被害(法益侵害)については甚大です。

国が国民を見殺しにしたことにより私の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深りました。

要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない不当な対応により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

時系列的事実経過

- ①20180710 13:16 当初予定していた yutakaimai@e-mail.jp が不審な送信不能メッセージが出て使用不能となった(甲 4)
- ②20180710 17:55 国連への導通確認 e-mail(甲 2) From: donkeyson14@gmail.com To: CP@ohchr.org
- ③20180710 18:48 通報 e-mail(甲 2) From: donkeyson14@gmail.com To: CP@ohchr.org
- ④20180711 11:00 頃 沼田郵便局より国連への通報 EMS 郵便を出す EF 850 781 156 JP(甲 3)
- ⑤20180711 付郵便にて e-mail.jp へ抗議する(甲 4)
- ⑥20180716 13:53 通報の EMS 郵便が配達済となる(甲 3)
- ⑦20180722 09:59 国連への到着確認の e-mail を出す(甲 5)
- ⑧20180730 15:28e-mail.jp へ e-mail にて抗議する(甲 4)
- ⑨20180803 10:04 国連広報センター・岡野さんに電話するも「取次ぎはしておりません」と断られる(甲 6)
- ⑩20180817 18:00 頃 国連へ到着確認の fax する(甲 7) From: +81 278 72 5353 To: (+41 22) 917 90 11
- ⑪201808 下旬 法務省に電話するも人権擁護局・被疑者不詳 2 に外務省に誘導される
- ⑫20180905 11:13 外務省・片山氏に電話する(甲 8) 「日本としての対応を決定するのは外務省ではない」
- ⑬20180906 11:04 法務省広報室・被疑者不詳 1 に不当な応対をされる(甲 9)
- ⑭20180906 11:10 法務省人権擁護局・被疑者不詳 2 に不当な応対をされる(甲 10)
- ⑮20180906 11:20 国連広報センターに電話し内部牽制を要請するも、取次ぎはしないと断られる(甲 11)

証拠方法 証拠説明書Nに記載の全て

附属書類 証拠説明書Nのうち、甲 2~5, 甲 7 号証、

本書と被害届 2018 と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書Nを含め、これらの副本一式

以上

令和 2 年 2 月 12 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井豊

N 準備書面(1)

本書は、被告の令和 2 年 1 月 17 日付け準備書面(1)に対し、包括的に反論するとともに、被告の白痴化答弁を打破すべく、焦点を絞ります。

第 1 被告の答弁は、公然たる侮辱(人格否定)であり、犯人隠避です

既提出の具体的摘示を無視して、認否せずに否定のみであり、隠蔽の擬制自白です。

言い換えると、不当な受付拒否ではないことの抗弁事実を示しておりません。

私が訴えたのは、不作為による手続妨害ですが、その手続とは、国連人権理事会による通報の無視という、条約違反による人権侵犯に対する、被害者の当時国としての救済措置であり、国連への働き掛けは、その救済措置の例示に過ぎません。

ですから、いずれにせよ、請求の根本原因である、国の作為義務は免れませんし、被害も解消しませんから、自決権と適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)の侵害です。

第 2 故意または過失であり、公務員職権濫用罪です

後述の通り、いずれも私の申出を不当に受付拒否し、抗議をも無視し、妨害しました。

これらは職務上の故意または過失なので、法律上保護された利益の侵害です(甲 12 号書証)。

また、当たり前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。

第 3 被告の判例は、ケースが異なるので失当です

まず、私の場合は完全無視されたケースですが、摘示の判例は違います。

次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、摘示の判例は違います。

なお、通報内容の脅迫殺人(A)事件や獵銃脅迫(B)事件などから、生命の危機と言えます。

第 4 理由を告知しない不当な受付拒否(手続妨害)です

理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当たり前です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、職責と状況に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害です。

またこれは、当たり前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、違法性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

第 5 予見可能性に基く結果回避義務違反です

私の訴えから、人権侵犯被害が職権探知できたはずなのに、必要な対応を怠り、被害を継続させました。

第 6 国の憲法遵守義務を無視したことは虚偽であり、著しい信義則違反です

国の作為義務とは、一つには、以下の憲法遵守義務です。

日本国憲法第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第 7 法務省の過失または過失です

第一に、必要な手続案内を怠ったこと

子供の使いではないのだから、「うちではない」ではなく、「では、どこなのか?」を示さなければ、用が足りませんから、たとえ、条約遵守管理者が、内閣(日本国憲法第 73 条第 1 項第 3 号)だったとしても、それを私に告知しなければ、手続目的を果たせません(妨害)。
然るに、法務省に作為義務が無いことの根拠を示さず、また、当り前の手續案内をしなかつたことは、著しい信義則違反であり、国家公務員法違反ですが、それよりも重要なのは、私に一切の示唆を与えまいとする、妨害ないし隠蔽の意図が、極めて強く疑われることです。

第二に、人権擁護機関としての対応を怠ったこと

国連人権理事会による通報の無視が、まさに人権侵犯であることは、条約違反以前に自明ですから、人権擁護局を抱える法務省が無関係でいられるはずがありません。

人権侵犯事件である以上は、たとえもし仮に、法務省が国連に直接働き掛ける立場にないとしても、その立場に在る機関に引き継がなければ、原因が解消しないことは自明です。

ですから、被疑者不詳 1 は、まず人権擁護局に引き継ぐべきでしたし、被疑者不詳 2 は、人権擁護局内で救済措置(要請か通告か告発)を決定した上で、法務大臣経由で、然るべき機関に引き継ぐべきだったと思います。

第 8 不法行為を以下のように訂正し、一つに統合します

以下の通り、法務省職員ないし被告らは、虚偽の理由や詭弁や欺罔を多用して、その抗議も無視して、私の人権侵犯被害の申出を、不当に受付拒否しました。

言い換えると、訴えた侵犯被害を否定する合理的根拠を、常に示しておりません。

これは、当り前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、たとえ違法性無と判断したとしても、可能性自体は排除できませんから、否定する合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

これらの対応は、著しい信義則(民法 1 条)違反であり、公然たる侮辱(個人の尊厳の蹂躪)であり、その職責と訴え内容の高度の事件性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、その不当性が著しい為に、全体の態様に因る程度問題として手続妨害であり、自決権や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、公序良俗(民法 90 条)違反であり、彼らの職務上の過失または過失であり、不法行為です。
これらによって私は、著しい屈辱や恐怖などの精神的苦痛を受けました。

不法行為の基礎事実

1 20180906 11:04(甲 9 号反約書) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から法務省(東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号)への通話において被疑者不詳 1 は、私の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また、説明の途中で一方的に通話を断つなどして、私の申出を不适当に妨害しました。

2 20180906 11:10(甲 10 号反約書) 私の自宅から法務省人権擁護局への通話において被疑者不詳 2 は、私の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また、説明の途中で一方的に通話を断つなどして、私の申出を不适当に妨害しました。

(今回追加)

3 被告指定代理人の平田圭寿ほか 7 名は、前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 399 号 慰謝料請求事件の令和 2 年 1 月 17 日付け準備書面(1)において、当該訴訟の私の訴えから、国連人権理事会による私の通報の無視による条約違反や人権侵犯が、当たり前に感知される状況に在りながら、被害者の当時国として必要な救済措置を、根拠無く怠り、国の憲法遵守義務を無視した答弁を行い、私の申出を不适当に妨害しました。

第 9 日本国憲法第 98 条第 2 項の「条約及び確立された国際法規」です

2007 年 6 月 18 日の人権理事会決議 5/1 は、れっきとした条約です。

第 86 項は、手続が、被害者志向であることを強調しており、また、第 106 項は、通報の申立人が主要な各段階で審査状況に関する通知を 確実に受けることを規定しています。ですから、通報から一年半を経過した現在、国連の通報無視は、益々確定的です。

第 10 全ての国際約束は遵守する必要があります

日本国憲法第 98 条 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。 (これは日本が締結した全ての国際約束を指します)

第 11 当り前の事案解明を、裁判所に要請します

被告が因縁付けにより、認否を示さず、理由無しに否認だけしていることを判定願います。これらは全て、既堤出の書面上で確認できます。

以上

前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第399号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書)N 20181115

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲1 (国連)	国連への通報(e-mailとEMS郵便)の内容一式	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の③と⑥の事実であり通報内容の正当性(要件を完備していること)です。 甲2、甲3はこれと全く同じものです。参考で添付します。 総計百頁を超えるものでした。大量の為USBメモリーとさせていただきます。 なお通報は2007年6月18日の人権理事会決議5/1に基く「重大で一貫した人権侵害のパターン」の人権理事会への通報であり同決議の第106項では「各段階で申出人に通知する」と書いてあります。私としてはこの通報の為に国内版を大幅に改訂しました。 文書構成はご覧の通りです。
甲2 (国連)	20180710 国連へのe-mail ①17:55テキスト ②18:48通報	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の②と③の事実です。 From: Yutaka Imai <donkeyson14@gmail.com> To: "CP@ohchr.org" <CP@ohchr.org> ①一回目のe-mail これは導通確認、つまり、ちゃんとつながるかどうかの確認の為でした。 添付したのは通報チェックリストだけです。 文面はご覧の通りです。 ②通報の本文(郵送分のバックアップ) 送達文面や提出文書の構成はご覧の通りです。
甲3 (国連)	20180711午前 国連への通報EMS郵便	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の④と⑥の事実です。 20180710 18:48e-mail分と全く同じ内容です。 沼田郵便局から出しました。宛先等はご覧の通りです。 お問い合わせ番号 EF 850 781 156 JP(20180716 13:53配達済)
甲4	e-mail.jpへの抗議 20180711付郵便 20180730 15:28e-mail	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の⑤と⑧の事実です。 なお、配信不能という事態は過去三年間で初めてでした。 (要旨)20180710 13:16通報用に当初予定していたyutakaimai@e-mail.jpが不審なメッセージが出て送信不能となつた為、急遽donkeyson14@gmail.comから送信。 e-mail.jpには20180711付郵便で、また20180730 15:28にはe-mailで、この送信不能の事態について抗議し、「回答しなければ告訴する」と通告しているにもかかわらず無視しております。有料のメールボックスが契約者からの抗議や照会を完全に無視するというのは極めて恣意的で不審なことです。 メッセージの文言からは自己署名機能の問題と思われますが、私に技術的な示唆を与えないことによる時間稼ぎの意図を示唆しております。
甲5 (国連)	20180722 09:59国連への到着確認e-mail	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の⑦の事実です。 目的は単なる到着確認でした。 文面は添付の通りです。 From: Yutaka Imai <donkeyson14@gmail.com> To: "CP@ohchr.org" <CP@ohchr.org>
甲6 (国連)	20180803 10:04 私の自宅から国連広報センターへの通話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の⑨の事実です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1) この前日不在だった岡野さんに電話しましたが、本人に取次いでもらえませんでした。 通報に何も反応が無いことの異常性を訴えましたが、名前を尋ねても名乗らない人に「こちらでは専門機関への取次ぎはしておりません」と繰り返されました。
甲7 (国連)	20180817頃 国連への到着確認fax(二回)	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の⑩の事実です。 From: +81 278 72 5353 To: (+41 22) 917 90 11 目的は単なる到着確認でした。 私の自宅から念の為二回送りました。 文面は添付の通りです。 docomo発行の「利用明細」によれば、一回目:20180816 19:45:41 二回目:20180817 11:29:46
甲8 (外務省)	20180905 11:13私の自宅から外務省・片山氏への通話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の⑪の事実です。 前月下旬に人権擁護局に電話したところ外務省へ誘導され、更にこの日に架け直しました。 「重大で一貫した人権侵害のパターン」として人権理事会へ通報したのに公開されている三つのアクセスルート全てで無視されていることを伝え、確定的な条約違反であり人権侵害であるから日本国として抗議してほしいと強調しましたが、「日本としての対応を決定するのは外務省ではない」と当たり前に言われました。
甲9 (法務省)	20180906 11:04 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から法務省広報室・被疑者不詳1との通話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の⑫の事実です。 国連人権理事会が私の通報を無視しているのは、適正な手続きを受ける権利の侵害であり日本として国連に抗議してほしいと要請したのに無視して、国連広報センター(TEL03-5467-4451)へ強引に誘導しました。 ①「国連の人権理事会のことについては、こちらでは何か申し上げる立場にございません」との発言は虚偽です。条約上の国の主体は法務省のはずです。 ②「ご意見として承りました」 通報の当事者本人として申し出ているのは明白であり、人格否定もいいところであり信義則違反です。 ③訊ねたのに名乗らなかったこと。 名乗らないのが通常の取扱であるとしても、責任ある対応であることを示すためには、この場合は名乗るべきでしょう。 ④途中で一方的に電話を切ったこと。 これは当然に受付拒否であり、著しい信義則違反です。
甲10 (法務省)	20180906 11:10 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から人権擁護局・被疑者不詳2への通話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の⑬の事実であり対応の不当性です。 国連人権理事会が「重大で一貫した人権侵害のパターン」としての私の通報を無視しているのは、条約違反であり人権侵害であること、また、私としては手は尽くしたことを訴え、日本として国連に抗議してほしいと要請しましたが無視しました。 この対応は特に人権擁護局であることから重大な信義則違反です。 ①「国連に聞いていかないと、こちらからは何もできません」との発言は虚偽です。条約上の国の主体は法務省のはずです。 また、私が通報の当事者本人として申し出ているのは明白ですから、これは国民の権利を守るべき国家責任の放棄です。 ②訊ねたのに名乗らなかったこと。 名乗らないのが当課の決めだとのこと。 信義則違反 ③それなら、責任者に代ってくださいと要請しても「担当者は私ですので代ることはできません」 信義則違反 ④途中で一方的に電話を切ったこと。 これは当然に受付拒否であり、著しい信義則違反です。
甲11 (国連)	20180906 11:20 私の自宅から国連広報センターへの通話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Nの時系列的事実経過欄の⑭の事実であり対応の不当性です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1) 人権理事会への「重大で一貫した人権侵害のパターン」として通報したのに公開されている三つのアクセスルート全てで無視されていることを伝え、確定的な条約違反であり人権侵害であるから同じ国連組織として内部牽制機能を働かせるべきだと主張しましたが、それでも「取次ぎや受付はしておりません」と受け付けませんでした。